

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 7 月 23 日

長野県総務部財産活用課長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県公有財産システム再構築業務

(2) 業務の目的

本業務は、(1) 県の公有財産の適正な管理（財産の取得、処分、所管換等の一元情報管理）、(2) 監査調書、決算書データ等の各種帳票作成等のために使用している公有財産システムについて、現行システムが稼働している Microsoft Edge IE モードのサポートが令和 11 年までとされておりシステム改修が必要であることに加えて、現システムの運用で利用している第 3 仮想化基盤が令和 10 年 9 月に更新予定のため新基盤へ移行する必要があることから、後継のシステムとなる公有財産システムを再構築するもの。

(3) 業務内容

長野県が有する公有財産を管理する公有財産システムの設計・開発、データ移行、システムの導入・調整、ドキュメントの作成、機能等の調整、ソフトウェアの設計・調達、運用操作マニュアルの作成、職員研修の計画・実施等を行う。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

(5) 企画提案を求める具体的項目

ア 業務全体に対する理解

イ 操作性（画面構成含む）

ウ 機能の充足性

エ 業務履行の確実性（実施体制、スケジュール、導入実績）

オ 保守運用

カ 優れた提案（公有財産管理事務の効率化に資する提案など）

キ 経費

(6) 業務の実施場所

長野県庁等

(7) 履行期間

契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(8) 費用の上限額

127,050,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 本プロポーザル方式実施期間中に有効な入札参加資格を有しているか、以下の条件を満たしていること。
 - ・法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
 - ・労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 都道府県又は政令指定都市を対象とした公有財産管理に係るシステムを開発した実績があること。
- (7) プロジェクトマネージャー等、システム開発業務に携わる際に必要な資格等を有している者を配置すること。
- (8) 国や自治体における内部管理事務に係る基幹システムの開発における作業に携わった経験がある者を配置すること。
- (9) 過去 5 年間に、同種の契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出してください。(5)①に記載の提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 1 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ

様式第 1 号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2
長野県総務部財産活用課財産管理係
担 当 平松、原
電話番号 026-235-7044
メールアドレス zaikatsu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限

令和8年8月3日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで）

（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。

② 提出先

3(4)に同じ。

③ 提出方法

持参、郵送又は電子メールとします。ただし、郵送の場合は、提出期限までに財産活用課財産管理係に到達したもの、電子メールによる場合、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又は電子メールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 参加資格要件の審査

参加資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を令和8年8月28日（金）までに、応募資格要件非該当通知書（様式第3号）により財産活用課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に、書面（様式自由）により財産活用課長に対して非該当理由について説明を求められます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に電子メールの方法により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所

3(4)に同じ。

イ 受付時間

上記②の期間中、午前 9 時から午後 4 時 30 まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所

3 (4)に同じ。

(2) 受付期間

公告日から令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 3 時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 受付方法

業務等質問書（様式第 4 号、第 5 号）を電子メールにより財産活用課財産管理係まで提出するものとします。

なお、提出した場合は、電話により到達確認をしてください。

(4) 回答方法

財産活用課長企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和 8 年 8 月 28 日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第 6 号によります。

(2) 企画書の作成様式及びページ数

様式第 6 号の附表（例）によります。

企画書は独自様式も可能ですが、ページ数は、表紙を及び目次を含めず 50 ページ以内としてください。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は 1 (8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合には記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、提出方法及びその回答方法

① 受付場所

3 (4)に同じ。

② 受付時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

③ 提出方法

業務等質問書（様式第 6 号）を電子メールにより提出してください。

④ 回答方法

企画提案内容に係る質問の場合は原則として非公開としますが、質問者に対してのみ電子メールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限

令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 4 時 30 分（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

② 提出先

3 (4) に同じ。（メールも同様）

ウ 提出部数

持参又は郵送の場合は 7 部（原本 1 部、副本 6 部）、その他の場合は 1 部

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メールとします。ただし、郵送の場合は、提出期限までに財産活用課財産管理係に到達したもの、電子メールによる場合、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限りします。郵送又は電子メールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案の選定基準は、次表のとおりです。

評 価 内 容 (案)			
区 分		評 価 観 点	配 点
業務全体に対する理解	事業内容の理解度	・ 地方自治体が行う公有財産管理業務を理解しているか ・ 本県がシステム化する各業務の内容を理解しているか。	10 点
操作性	読性画面イメージの可	利用者が理解しやすい画面構成となっているか。	10 点
	標準的なフォーマット	利用者がシステムの各操作を容易に行うことができるか。	10 点
機能の充足性	機能要件	別紙「システム仕様書」に定める各要求項目に対応しているか。	15 点
	サービス提供形態	サービス提供形態が県にとって適当なものであるか。	5 点
	セキュリティ、認定資格	仕様書に示したセキュリティ要件、認定資格要件を満たしているか。	5 点
	機能の補完方	パッケージに登載されていない機能の適切な補	5 点

	法	完・代替方法が提示されているか (仕様書に掲げた機能を全て実装していることが望ましいが、実装できない機能を運用などによる代替処理で補完する提案も可能とする。この場合は、具体的に代替処理案を記載すること。)	
業務履行の 確実性	業務実施体制、 スケジュール	スケジュールどおりに業務を履行することができるか。	5 点
	導入実績	提案システムの自治体導入実績があるか。	5 点
保守運用	保守運用	運用時の保守運用・サポート体制及び費用が適切であるか。	10 点
優れた提案	提案内容	上記以外で、優れた提案がされているか。	10 点
経費	業務に要する 経費及びその 内訳	本業務に要する経費が上限金額の範囲内で適切に見積もられているか。	10 点
計			100 点

(7) 企画提案の選定方法

- ① 企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出された企画提案書を 6 (6) 企画提案の選定基準に基づき評価を行い、その合計点が最高点となった者を選定します。ただし、評価の結果、最高点となった者の評価点が満点の 5 割未満の場合は、選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

【プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）】

令和 8 年 9 月 8 日（火） 長野県庁

※詳細は参加者に改めてご案内します。なお、オンライン開催に変更する場合があります。

※都合によりヒアリング予定日、場所等を変更する場合は個別に連絡します。

- ③ 企画提案の所要時間：1 社 50 分程度（プレゼンテーション・デモンストレーション 35 分 質疑応答 15 分）
- ④ 企画提案に当たっては、システムの画面構成及びシステムで実現できない機能に対する代替方策を中心に提案をしてください。

(8) 選定者及び非選定者への通知並びに選定結果の公表

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により財産活用課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により財産活用課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価

書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、財産活用課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（休日を含みます。ただし、10 日目が休日の場合は休日明け）以内に、書面（様式自由）により財産活用課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日を含む。ただし、10 日目が休日の場合は、休日明け）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所
3 (4)に同じ。
 - (イ) 受付時間
上記①の期間中、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は、複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することはできません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり。

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出依頼を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（休日を含む。ただし、3 日目が休日の場合は、休日明けまで、電子メールによる場合は当該日の午後 5 時まで）に、見積書（要領様式第 12 号）により財産活用課長に対して提出するものとしします。
- (2) 見積書には、内訳書を添付するものとしします。
- (3) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効としします。
- (4) 見積書の提出依頼の通知を受けた者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（様式任意）を提出してください。
- (5) 見積りを辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに財産活用課において供覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3 (4)に同じ。

(3) その他

必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することがあります。

(様式第 1 号)

参 加 申 込 書

令和 8 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様
(財産活用課扱い)

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

- 1 対象業務名
長野県公有財産システム再構築業務
- 2 公告日
令和 8 年 7 月 23 日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

参加要件具備説明書類総括書

提出者名

1 本プロポーザル方式実施期間中に有効な長野県入札参加資格を有する場合

入札参加資格登録番号	
入札区分	

(上記 1 の資格を有しない場合… 2 と 3 の書類を提出)

2 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
別紙のとおり (納税証明書 (未納の額がないことの証明))

3 社会保険に加入していることが確認できる書類

別紙のとおり

加入義務有・労働保険

申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等

・厚生年金保険、健康保険

申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等

加入義務無・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

4 同種又は類似の業務の実績

業 務 名			
(1) 発 注 者 名			
(2) 契 約 金 額			
(3) 履 行 期 間			
(4) 業 務 の 概 要			

- (注) 1 会社としての実績とし、記載件数は 2 件以上 3 件以内とする。
- 2 実績は、都道府県又は政令指定都市を対象とした公有財産管理に係るシステム開発を対象とする。
- 3 上記実績を証する契約書の写しを添付すること。

(様式第 1 号附表添付書類)

誓 約 書

令和 8 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様
(財産活用課扱い)

住所又は所在
地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

以下の資格要件には、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- 2 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- 3 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- 4 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 本プロポーザル方式実施期間中に有効な入札参加資格を有しているか、以下の条件を満たしていること。
 - ① 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
 - ② 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- 6 都道府県又は政令指定都市を対象とした公有財産管理に係るシステムを開発した実績があること。
- 7 プロジェクトマネージャー等、システム開発業務に携わる際に必要な資格等を有している者を配置すること。
- 8 国や自治体における内部管理事務に係る基幹システムの開発における作業に携わった経験がある者を配置すること。
- 9 過去 5 年間に、同種の契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(様式第 3 号)

番 号
令和 8 年 月 日

様

長野県総務部財産活用課長

応募資格要件非該当通知書

参加申込書を提出いただいた下記の業務について、貴社は応募資格要件を満たしていないと認めますので、通知します。

なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）以内に、書面により長野県総務部財産活用課長に対して非該当理由についての説明を求めることができます。

記

- 1 対象業務名
長野県公有財産システム再構築業務
- 2 公告日
令和 8 年 7 月 23 日
- 3 該当しなかった理由

担 当	財産活用課財産管理係 平松、原
電 話	026-235-7044
ファクシミリ	026-235-7474
電子メール	zaikatsu@pref.nagano.lg.jp

(様式第 4 号、5 号)

業 務 等 質 問 (回 答) 書

提出日：令和 8 年 月 日

発注機関名		公 告 日	令和 8 年 7 月 23 日
業 務 名 業務箇所名	長野県公有財産システム再構築業務 長野県庁等		
質問書提出者	所 在 地		
	商 号 又 は 名 称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容			

回答日：令和 年 月 日

回 答	
------------------	--

(要領様式第 6 号)

企 画 提 案 書

令和 8 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 あて
(財産活用課扱い)

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名
(個人にあっては住所、氏名)

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

- 1 対象業務名
長野県公有財産システム再構築業務
- 2 公告日
令和 8 年 7 月 23 日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

企 画 書

提出者名

1 業務の実施者	氏 名		住所	
(1) 業務全体に対する理解				
(2) 操作性				
(3) 機能の充足性				
(4) 要件の充足性				
(5) 業務履行の確実性				
(6) 保守運用				
(7) 優れた提案				
(8) 経費				

※各項目は、必要に応じて拡大又は縮小して使用してください。
上記項目が網羅されていれば、独自様式の企画書でも結構です。

(様式第 12 号)

見 積 書

令和 8 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様
(財産活用課扱い)

見積人
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(個人にあつては住所、氏名)

下記のとおり見積りします。

記

1 業 務 名	長野県公有財産システム再構築業務
2 業 務 箇 所	長野県庁等
3 見 積 金 額	

(見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。)